

平成 26 年第 4 回教育委員会臨時会記録

平成 26 年 11 月 25 日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 26 年 11 月 25 日（火）午前 9 時 00 分～午前 9 時 24 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 委員代理者 對馬 初音
委員 伊井 希志子 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学担当 校当 教部 育長 和久井 義久
生涯学習スポーツ 担当 部長 井山 利秋 庶務課長 岡本 勝実
教育企画課長 筒井 鉄也

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第60号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第61号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 平成26年度杉並区一般会計補正予算(第3号)の取扱いについて

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第60号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	5
議案第61号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第62号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第63号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	10
報告事項	
(1) 平成26年度杉並区一般会計補正予算(第3号)の取扱いについて	4

委員長 皆さん、おはようございます。3連休が明けた途端に雨が降って、乾燥状態でなくなって良かったとは思いますが、今も少し話をしていたんですが、長野の方では大きな地震があって、かなりの被害が出ているということで、本当に心配だなと思います。あらためて地震国に住んでいるというのを実感せざるを得ないし、いつどこで起きるのかなというところを含めて、本当に対応の仕方をどうしていったらいいのかというのをそれぞれ家庭の方でも考えていかなければならないのかなと思っていますけれども、早く元気にならればいいな、ということをお願いしていきたいなと思っています。

それでは、ただいまから平成26年第4回杉並区教育委員会臨時会の方を開催させていただきます。

本日は折井委員がご欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めます。なお、本日の議事録の署名委員は、伊井委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の方に入らせていただきます。本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が4件、報告事項が1件となっております。なお、日程第1、議案第60号から日程第4、議案第63号までの議案は、平成26年第4回区議会定例会への追加提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に異議がありませんので、日程第1、議案第60号から日程第4、議案第63号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の後に審議することといたします。

それでは、日程第5、報告事項の聴取を行います。「平成26年度杉並区一般会計補正予算(第3号)の取扱いについて」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私からご報告いたします。

今月、11月5日(水)に行われました第3回杉並区教育委員会臨時会におきまして、今回の第4回区議会定例会への提出議案として、区長からの意見聴取案件として上程いたしました教育委員会議案第58号「平成26年度一般会計補正予算(第3号)」につきまして、区長から報告がご

ございましたので、口頭にてご報告させていただきます。

平成26年11月21日（金）午後、衆議院が解散されたことを受けまして、衆議院議員選挙の経費に係る補正予算を急ぎよ、先行して審議する必要が生じました。それに伴いまして、区長から区議会議長あてに「平成26年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」の撤回の申し出が行われました。これは、補正予算の号数を時系列とするためであり、補正予算（第3号）の内容を衆議院議員選挙経費の事案に変更して、区議会に提案を行い、当初に提案した補正予算（第3号）は、件名を「平成26年度杉並区一般会計補正予算（第4号）」として、11月21日付で再度、区議会に提案をしたというものでございます。

なお、本件につきましては、衆議院の解散を受けたことによる事務手続きであり、先に意見聴取を受けた、教育に関する補正予算の内容には変更がございませんので、再度の意見聴取は行わず、補正予算の号数変更の報告に代えるというものでございます。

報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にはよろしいですか。それでは、特にご意見等はありませんので、以上で報告事項の聴取の方を終わらせていただきます。冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議をさせていただきます。

それでは、日程第1、議案第60号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私から議案第60号につきまして、ご説明を申し上げます。

特別区人事委員会は、本年10月8日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を809円、率で申しますと0.2%下回っていることから、公民較差を解消するため月例給を引き上げ、給料表を平均0.2%改定するとともに、特別給の支給月数を0.25月引き上げるものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、区長及び副区長の給料等の額の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしまし

たところ、本年の特別区人事委員会勧告の月例給及び特別給がプラス改定であること、区は厳しい財政状況の中にもありながらも、財政の健全化を推進し、行財政改革を進めていること等、区長等の様々な取組は評価できるものであること、昨今の日本経済は景気が緩やかに回復しつつあることから、区長及び副区長の給料月額を0.2%、期末手当の支給月数を0.25月引き上げることが妥当である、との答申がなされました。

区では、この答申を受け、検討いたしました結果、区長及び副区長の給料月額及び期末手当を答申どおり改定することといたしました。さらに、答申の趣旨に準じまして、教育長の給料月額及び期末手当を改定する必要があることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。なお、この条例案は、関連する3件の条例につきまして条建てで改正することとしており、その第2条におきまして、「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目の資料2「給与改定の概要」をご覧ください。給料月額の改定でございますが、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料月額を、記載のとおり、0.2%引き上げることとしてございます。また、期末手当につきましては、支給月数を年間で合計0.25月引き上げることとしております。

最後に、これらの改定の実施期日でございますが、平成26年11月1日に遡及して適用することとしております。これは、特別職報酬等審議会の答申の中で、改定時期は答申のあった11月から実施することが望ましい、とされたことを受けたものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見等はございませんので、議案第60号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第60号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第2、議案第61号「杉並区幼稚園教育職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続きまして、議案第61号につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていることから、本年の職員の給与を率で平均0.2%、金額にして平均809円引き上げるというものでございます。特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.25月引き上げ、4.2月分とするものでございます。この支給月数の引上げ分につきましては、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしております。また、地域手当の支給割合につきましては、現行から2ポイント引き上げ、20%とし、給料月額を同率程度引き下げることとするものでございます。

特別区におきましては、この勧告の取扱いにつきまして、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとしたところでございます。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要があることから、この条例の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。なお、この条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てで改正しております。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目の資料2「給与改定等の概要」をご覧ください。まず、給料表の改定でございますが、第1条におきまして、公民較差を解消するため、給料表の給料月額を別表第1のとおり、引き上げることとしております。なお、国における初任給の状況及び民間事業所における初任給の動向を考慮し、初任給までの号給は据え置くこととしております。第2条におきましては、地域手当の支給割合の引上げに伴い、給料月額を同率程度引き下げることとしております。

次に、地域手当でございますが、支給割合を現行の18%から20%に改めることとしております。管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、平日の深夜に勤務した場合、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給

することとしております。期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定につきましては、現行の支給月数、平成26年度の支給月数、平成27年度の支給月数を、それぞれ記載してございます。職員及び管理職員の勤勉手当の年間の支給月数を0.25月引き上げ、年間の特別給を4.2月分とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.1月引き上げ、2.2月分としております。

最後に、施行期日等でございます。第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行することとし、改正後の給料表は平成26年4月1日から、勤勉手当に係る規定は平成26年12月1日から適用することとしております。第2条による給料表、地域手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当に係る改正は、平成27年4月1日から施行することとしております。その他、給料表の改正に伴いまして、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見等はございませんので、議案第61号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第61号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、日程第3、議案第62号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続きまして、議案第62号につきまして、ご説明を申し上げます。

学校教育職員、いわゆる区費教員の給与でございますが、先ほどご説明いたしました特別区人事委員会の勧告の中で、「区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当である。」との意見が出されました。一方、東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月9日に、東京都人事委

員会から都知事等に対しまして、報告及び勧告が行われたところでございます。

その勧告の内容でございますが、まず、職員の給与が民間従業員の給与を521円、率で申しますと0.13%下回っていることから、公民較差を解消するため、給料表の改定により月例給を引き上げるものでございます。特別給につきましては、民間事業所における支給割合及び国家公務員の支給月数の増加を考慮し、年間の支給月数を0.25月引き上げ、4.2月分とするものでございます。

次に、地域手当の支給割合につきましては、現行から2ポイント引き上げ20%とし、初任給等を除きまして、給料月額を同率程度引き下げるものでございます。また、単身赴任手当につきましても、月額を3万円に引き上げるとともに、再任用職員にも単身赴任手当を支給することとするものでございます。その他、管理職員特別勤務手当につきましては、臨時又は緊急の必要により、平日の深夜に勤務した時も手当を支給することとするものでございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めました結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給料表を改定する等の必要があることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。なお、この条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てで改正してございます。

改正の内容でございますが、議案の最後から2枚目の資料2「給与改定等の概要」をご覧ください。まず、給料表の改定でございますが、第1条におきまして、給料表の給料月額を別表第1のとおり引き上げることとしております。第2条におきましては、地域手当の支給割合の引上げに伴い、給料月額と同率程度引き下げるることとしております。次に、地域手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改正を行うこととしております。なお、単身赴任手当につきましては、区職員に合わせて月額等を改めるものでございます。

最後に、施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日、適用日に関する規定のほか、必要な経過措置等を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

それでは、特にご意見等はございませんので、議案第62号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第62号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第4、議案第63号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 引き続きまして、議案第63号につきまして、ご説明を申し上げます。

区では、先ほどご説明いたしましたとおり、平成27年4月1日から地域手当の支給割合を引き上げることとし、あわせて給料月額を同率程度引き下げることといたしました。そこで、退職日の給料月額を基準としている退職手当の基本額への影響を踏まえまして、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映できるよう、退職手当の調整額につきまして、見直しを行うことといたしました。このことに伴いまして、退職手当の調整額に係るポイント等を改定する必要があり、幼稚園教育職員及び学校教育職員、いわゆる区費教員にも適用されることから、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明いたします。議案の後ろから2枚目の資料2「退職手当の調整額の改正の概要」をご覧ください。退職手当の調整額に係るポイントの改定でございますが、職員の区分に応じ、ポイントを引き上げることとしております。なお、この表の区分の号数が小さくなるに従って、職務・職責が高くなってございます。また、技能系・業務系職員等の特例措置に係るポイントも引き上げることとしております。

最後に、施行期日でございますが、平成27年4月1日となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

このポイントというのは何ですか。

庶務課長 ポイントというのは職責と在職年数に応じて、例えば、園長は、ここでいうと第3号というところになるんですが、園長職を仮に5年したとすると通常の退職手当に加えて、改正後の268ポイントの5年分、それに1,000円を掛けた額が上乘せされるというものでございます。

委員長 分かりました。いずれにしても、上がっていくという形ですよね。

庶務課長 そうですね。職責に応じて。

委員長 これは、東京都と同じようなレベルで上げられていると考えてよろしいのでしょうか。

庶務課長 制度自体は東京都にもありますが、ポイントは特別区で決めようとしているものです。

委員長 これまでの、教育職員等を含めて教員の方の関係も東京都に合わせた形になっているわけですか。

教育人事企画課長 区費教員につきましては、東京都の教員と同じ職場で働いているということで、同一の処遇ということで対応しております。

委員長 給料が上がるということで、社会一般の景気に関わってくる部分もあると思うんで、引き続いていけるといいかなと思っています。

特に、他にご意見等はよろしいですか。

對馬委員 技能系・業務系職員というのは、具体的にどういう方なんでしょうか。教員はこちらに入ることなんでしょうか。

庶務課長 これは、学校給食の調理や、用務の方とかでございます。

委員長 他にはよろしいですか。

それでは、特に他にご意見はございませんので、議案第63号につきましては、原案のとおり、可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第63号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

それでは、本日の教育委員会を閉会させていただきます。